

埼玉県感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づく第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 法第38条第2項の規定に基づき知事が指定した第一種感染症指定医療機関の運営事業
- (2) 法第38条第2項の規定に基づき知事が指定した第二種感染症指定医療機関の運営事業

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金は、次により算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第一種感染症指定医療機関運営事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1床当たりの年額 6,294千円を限度 として厚生労働大臣の 認めた額とする。	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未 満の備品に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療機関賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費

(2) 第二種感染症指定医療機関運営事業

次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
陰圧設備のある医療機関	1床当たりの年額 2,030千円を 限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円未満の備品に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療機関賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費
陰圧設備のない医療機関	1床当たりの年額 1,558千円を 限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円未満の備品に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療機関賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア．補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別の定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

イ．補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別の定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第2号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6

月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（申請書の様式等）

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

（記載事項）

第 6 条 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- （1）当該事業に係る歳入歳出予算（決算）書の抄本
- （2）その他参考となる資料

（交付決定通知書の様式）

第 7 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

（状況報告）

第 8 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該事業に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第 9 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 3 号のとおりとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付を受けた者に対して通知するものとする。

（確定通知書の様式）

第 10 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

（その他）

第 11 条 この補助事業については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）及び「厚生省所管補助金等交付規則（昭和 31 年厚生省令第 30 号）の適用がある。

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。